

役員給与の損金算入のフローチャート

下記の役員給与は、①退職給与、②ストックオプション、③使用人兼務役員の使用人部分の給与、④仮装隠蔽経理により役員に支給される給与は除かれます。

(1)【定期同額給与】 (法34条1項1号)

支給時期が1月以下の一定期間ごとであり支給時期における支給額が同額である給与定期同額給与については、従来どおり、事前届けでは不要です。

会計期間開始の日から3月を経過する日の経過後に、役員報酬を増額した場合、その増額部分は、損金不算入となります。

期中で、使用人から役員に就任した場合の給与についても、同額であれば、定期同額給与として認められます。

毎月、同額の役員給与のみを支給していますか。

Yes

定期同額給与の改定は会計期間開始の日から3ヶ月以内に行われていますか。(法令69①)

Yes
損金算入

No

経営状況が著しく悪化した場合の役員給与の減額に該当していますか。

Yes
損金算入

No

損金不算入

継続的に供与される毎月おのおの同額の経済的利益を含みます。
役員生命保険料の年一回払いは、供与される利益が毎月おのおの同額と考えられます。

<注意>
役員給与の改定は、会計期間開始の日から3ヶ月以内に行う必要があります。期中の役員給与改定が認められなくなるため、**年度初めの予算管理**が重要となります。

役員給与の「改定」とは、実際に支給はされていなくても、会計期間開始の日から3月を経過するまでに開催される定時株主総会、取締役会において、役員報酬が改定されていなければならないこととなります。「T&A master No.163 2006.5.22」
改定前までの支給額が同額であり、改定後の支給額が同額である必要があるため(法令69①一)、**決算期後3ヶ月以内に改定し、期中から支給金額を変更することはできません。**

(2)【事前確定届出給与】 (法34条1項2号)

役員職務につき、所定の時期、確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で、(事前確定届出給与に関する)届出書を提出しているもの等の要件を満たしている報酬をいいます。

No

賞与の額と支給時期が確定していますか。

Yes

所定の時期までに、事前届出をしていますか。

Yes

損金算入

<届け出た支給額と実際支給額が異なる場合>
増額もしくは減額した場合、差額分だけが損金不算入になるのではなく、事前に支給額が確定したものと異なることから、事前確定届出給与に該当しないものとなり、実際支給額が全額損金不算入となります。「役員給与に関するQ&A 平成18年6月 国税庁 Q10」

「職務の執行を開始する日」(通常は定時株主総会の日)、「事業年度開始の日」の属する会計期間開始の日から3月を経過する日」のいずれか早い日までに届け出する必要があります。

「職務の執行を開始する日」とは、役員は株主総会の決議で選任されるため、**定時株主総会の開催日**になり、「職務執行期間」は、定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間になります。

任期2年目の役員に関する届出時期について、役員の場合、形式的な任期は2年でも、1年で解任、減棒となるリスクも高いことから、**実質判断により、1年刻みで職務執行開始日**を考えることになるようです。「T&A master No.163 2006.5.22」

例えば、5月25日に定時株主総会を開催し、届出の職務執行を翌月初の6月1日を「職務の執行を開始する日」とすることも、税務上の企業実務の観点から認められます。(会社法上は、総会日になります。)

No
国税庁から「事前確定届出給与に関する届出書」が公表されています。

平成18年度改正により、非常勤役員に、**一年もしくは半年に一度支給する役員報酬**は、定期同額給与に該当しなくなります。したがって、毎月均等額を支給するか、事前確定届出給与の届出が必要になります。

(3)【利益連動給与】 (業績連動型報酬) (法34条1項3号)

☆不相当に高額な部分は、損金不算入となります。

No

非同族の有価証券報告書提出会社で、所定の要件を満たす**利益連動給与**を採用していますか。

Yes

損金算入

非同族の同族会社も対象外であるため、**上場会社の子会社も対象外**になります。

No

損金不算入

役員給与のまとめ

